

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号  <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け元農振第 3713 号</u>  <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け元生産第 2539 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>要綱第 5 の 1 の (5) の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 <u>要綱第 5 の 2 の (1) の民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。</u>  <u>なお、民間団体は、あらかじめ生産局長と協議の上、本事業の実施に関する事項に係る業務方法書を定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>要綱第 5 の 2 の (1) の茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）その他農業者の組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。</u></p> <p>5 <u>要綱第 5 の 2 の (2) の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">農地耕作条件改善事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号  <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3648 号</u>  <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元生産第 2111 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>要綱第 5 の 1 の (5) の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1－1 第 2 に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 <u>要綱第 5 の 3 の (1) のアの民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。</u></p> <p>4 <u>要綱第 5 の 3 の (1) のイの茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）その他農業者の組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。</u></p> <p>5 <u>要綱第 5 の 3 の (2) の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。</u></p>

<p>(1) [略]                  ア [略]                  イ 実需者（中間事業者（産地と食品製造業者等（食品製造業者、外食事業者、花き販売・加工業者等をいう。以下同じ。）とをつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）                  ウ [略]                  (2)・(3) [略]                  6 要綱第 14 の 1 の (4) のアの事業実施者とは、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。                  ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他民間団体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。                  7 [略]                  第 3 計画等の作成                  1・2 [略]                  [削る]                  3 要綱第 9 の高収益作物転換促進計画は、別記様式第 2－2 号により作成するものとする。                  4 要綱第 10 の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式第 2－3 号を例として、園芸作物導入型は別記様式第 2－4 号により作成するものとする。                  5 要綱第 11 のスマート農業導入推進計画は、別記様式第 2－5 号により作成するものとする。                  6 要綱第 12 の共同利用機器導入計画は、別記様式第 2－6 号により作成するものとする。                  7・8 [略]                  9 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計</p>	<p>(1) [略]                  ア [略]                  イ 実需者（中間事業者（産地と食品製造業者等（食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。）とをつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）                  ウ [略]                  (2)・(3) [略]                  6 要綱第 14 の 1 の (4) の事業実施者とは、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。                  ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。                  7 [略]                  第 3 計画等の作成                  1・2 [略]                  3 要綱第 9 の農地集積推進計画は、別記様式第 2－2 号により作成するものとする。                  4 要綱第 10 の高収益作物転換促進計画は、別記様式第 2－3 号により作成するものとする。                  5 要綱第 11 の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式第 2－4 号を例として、園芸作物導入型は別記様式第 2－5 号により作成するものとする。                  6 要綱第 12 のスマート農業導入推進計画は、別記様式第 2－6 号により作成するものとする。                  [新設]                  7・8 [略]                  9 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画及び農地耕作条件改善</p>
---	---

<p>画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。</p> <p>10・11 [略]</p> <p>第4 事業の申請等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 要綱第14の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第4号により、要綱第14の2及び6の事業採択通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第14の4又は7により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第6号により、事業変更通知書は別記様式第7号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 要綱第14の4及び7の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 <u>地域内農地集積型、高収益作物転換型及びスマート農業導入推進型において農業法人が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 <u>要綱第4の2の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の3の(1)の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第14の2、3又は5により事業採択の通知を受けた後、遅滞なく要綱第9の高収益作物転換促進計画、第10の未来型産地形成推進条件整備計画及び第11のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。</u></p> <p>第5 事業達成状況の報告</p> <p><u>要綱第15の1から4の事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号、別記様式第2-2号、別記様式第2-3号、別記様式第2-4号、別記様式第2-5号、別記様式第2-6号及び別記様式第3号により行うものとする。</p> <p>2 地方農政局長等及び生産局長への「報告」は、別記様式第8号によるものとする。</p> <p>3 「改善計画」は、別記様式第10号によるものとする。</p>	<p>計画を作成するものとする。</p> <p>10・11 [略]</p> <p>第4 事業の申請等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 要綱第14の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第5号により、要綱第14の2及び6の事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第14の4又は8により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 要綱第14の4及び8の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 <u>農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、<u>法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第4号）並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。</u></u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 <u>要綱第4の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の4の(1)の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第14の2、3又は6により事業採択の通知を受けた後、遅滞なく要綱第10の高収益作物転換促進計画、第11の未来型産地形成推進条件整備計画及び第12のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。</u></p> <p>第5 事業達成状況の報告</p> <p>[新設]</p> <p>1 要綱第15の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号、別記様式第2-2号、別記様式第2-3号、別記様式第2-4号、別記様式第2-5号、別記様式第2-6号及び別記様式第3号により行うものとする。</p> <p>2 <u>要綱第15の地方農政局長等及び生産局長への「報告」は、別記様式第9号によるものとする。</u></p> <p>3 <u>要綱第15の「改善計画」は、別記様式第11号によるものとする。</u></p>
---	---

<p>第 6 助成</p> <p>1 要綱第 16 の 1 について <u>農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までにあつては、<u>以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表 1 の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</u></p> <p>ア <u>イに掲げるもの以外のものにあつては、別表 1 の助成単価の欄の 1 に掲げるもの</u> [削る]</p>	<p>第 6 助成</p> <p>1 要綱第 16 の 1 について</p> <p>(1) <u>要綱第 16 の 1 について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までにあつては、助成単価は、別表 1 に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</u></p> <p><u>ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合）には、【 】内に定める単価</u></p> <p><u>(ア) 定額助成の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 12 万 5 千円【10 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 10 万 5 千円【8 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 5 万 5 千円【4 万 円】</u></li> <li>・ <u>畦畔除去のみの場合は施工延長 100 メートル当たり 3 万円【3 万 円】</u></li> </ul> <p><u>(イ) 定額助成の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 25 万円【19 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 23 万円【17 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 17 万 5 千円【13 万 円】</u></li> </ul> <p><u>(ウ) 定額助成の事業種類の欄（5）にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価</u></p>
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 15 万円【11 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 14 万 5 千円【10 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>トレンチャ工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 10 万円【8 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 7 万 5 千円【5 万 5 千円】</u></li> </ul> <p>(エ) <u>定額助成の事業種類の欄（6）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>表土扱いを行う場合は施工延長 100 メートル当たり 15 万円【11 万円】</u></li> <li>・ <u>表土扱いを行わない場合は施工延長 100 メートル当たり 14 万円【10 万円】</u></li> </ul> <p>(オ) <u>定額助成の事業種類の欄（7）にあつては、受益面積 10 アール当たり 15 万 5 千円【11 万円】（樹園地にあつては受益面積 10 アール当たり 24 万 5 千円【17 万 5 千円】、給水栓設置のみの場合にあつては 1 箇所当たり 1 万 5 千円【1 万円】）。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長 10 メートル当たり 5 万円【4 万円】</u></p> <p>(カ) <u>定額助成の事業種類の欄（8）にあつては、受益面積 10 アール当たり 11 万 5 千円【6 万 5 千円】</u></p> <p>(キ) <u>定額助成の事業種類の欄（9）にあつては、受益面積 10 アール当たり 20 万円【14 万 5 千円】</u></p> <p>(ク) <u>定額助成の事業種類の欄（10）の（ア）にあつては、施工延長 10 メートル当たり 9 万 5 千円【6 万円】</u></p> <p>(ケ) <u>定額助成の事業種類の欄（10）の（イ）にあつては、施工延長 10 メートル当たり 14 万 5 千円【8 万 5 千円】</u></p> <p>(コ) <u>定額助成の事業種類の欄（10）の（ウ）にあつては、施工延長 10 メートル当たり 9 万 5 千円【6 万円】</u></p> <p>(サ) <u>定額助成の事業種類の欄（10）の（エ）にあつては、事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める。</u></p> <p>(シ) <u>定額助成の事業種類の欄（11）にあつては、単年度当たり 300 万円</u></p> <p>(ス) <u>定額助成の事業種類の欄（12）にあつては、ハード事業の受益地</u></p>
--	--

<p>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要領（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に</p>	<p>内の作付面積のうち、  <u>・ 1 / 4 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 300 万円</u>  <u>・ 1 / 3 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 400 万円</u>  <u>・ 1 / 2 以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり 500 万円</u>  <u>（セ）（シ）及び（ス）の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。</u>  <u>（ソ）定額助成の事業種類の欄（12）を実施する場合、（セ）に示す限度額の範囲内で、定額助成の事業種類の欄（11）を実施することができる。</u>  <u>（タ）定額助成の事業種類の欄（13）にあつては、別表 3 に定める助成単価</u>  <u>（チ）定額助成の事業種類の欄（14）にあつては、果樹に係るものは受益面積 10 アール当たり 22 万円、茶に係るものは受益面積 10 アール当たり 14.1 万円</u>  <u>（ツ）定額助成の事業種類の欄（15）の（ア）にあつては、受益面積 10 アール当たり 20 万円</u>  <u>（テ）定額助成の事業種類の欄（15）の（イ）にあつては、受益面積 10 アール当たり 28 万円</u>  <u>（ト）定額助成の事業種類の欄（15）の（ウ）にあつては、受益面積 10 アール当たり 3 万円</u>  <u>（ナ）定額助成の事業種類の欄の（16）にあつては、単年度当たり 300 万円以下とし、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大に要する経費を助成する。</u>          イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要領（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に</p>
--	--

<p>集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあっては、<u>別表 1 の助成単価の欄の 2 に掲げるもの</u></p> <p>[削る]</p>	<p>集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。<u>（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</u></p> <p><u>（ア）定額助成の事業種類の欄（1）及び（3）にあっては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 15 万円【12 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 12 万 5 千円【10 万円】</u></li> <li>・ <u>畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 6 万 5 千円【4 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>畦畔除去のみの場合は施工延長 100 メートル当たり 3 万 5 千円【3 万 5 千円】</u></li> </ul> <p><u>（イ）定額助成の事業種類の欄（2）及び（4）にあっては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 30 万円【23 万円】</u></li> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 27 万 5 千円【21 万円】</u></li> <li>・ <u>水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 21 万円【15 万 5 千円】</u></li> </ul> <p><u>（ウ）定額助成の事業種類の欄（5）にあっては、使用する工法に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積 10 アール当たり 18 万円【13 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積 10 アール当たり 17 万円【12 万 5 千円】</u></li> <li>・ <u>トレンチャ工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 12 万円【10 万円】</u></li> <li>・ <u>掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積 10 アール当たり 9 万円【6 万 5 千円】</u></li> </ul> <p><u>（エ）定額助成の事業種類の欄（6）にあっては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>表土扱いを行う場合は施工延長 100 メートル当たり 18 万円【13</u></li> </ul>
--	---

<p>[削る]</p> <p><u>(2) 定額助成の事業種類の欄 (11) から (16) までにあつては、別表 2 に掲げるものとする。</u></p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p><u>万円】</u></p> <p>・ <u>表土扱いを行わない場合は施工延長 100 メートル当たり 16 万 5 千円【12 万円】</u></p> <p><u>(オ) 定額助成の事業種類の欄 (7) にあつては、受益面積 10 アール当たり 18 万 5 千円【13 万円】（樹園地にあつては受益面積 10 アール当たり 29 万円【21 万円】、給水栓設置のみの場合にあつては 1 箇所当たり 1 万 5 千円【1 万円】）。</u> なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長 10 メートル当たり 5 万円【4 万円】</p> <p><u>(カ) 定額助成の事業種類の欄 (8) にあつては、受益面積 10 アール当たり 13 万 5 千円【7 万 5 千円】</u></p> <p><u>(キ) 定額助成の事業種類の欄 (9) にあつては、受益面積 10 アール当たり 24 万円【17 万円】</u></p> <p><u>(ク) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ア) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 11 万円【7 万円】</u></p> <p><u>(ケ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (イ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 17 万円【10 万円】</u></p> <p><u>(コ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の (ウ) にあつては、施工延長 10 メートル当たり 11 万円【7 万円】</u></p> <p><u>(2) 定額助成の事業種類の欄 (1) から (9) までにあつては、助成額は、受益面積のうち 1 アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (10) にあつては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。</u></p> <p><u>ア 定額助成の事業種類の欄 (1) から (4) までにあつては、受益面積 10 アール当たり 2 万円（施工延長 100 メートル当たり 1 万円）を減算</u></p> <p><u>イ 定額助成の事業種類の欄 (5) にあつては、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を減算</u></p> <p><u>ウ 定額助成の事業種類の欄 (6) にあつては、施工延長 100 メートル当たり 1 万円を減算</u></p> <p><u>(4) 定額助成の事業種類の欄 (5) に関して、地下かんがいを導入する</u></p>
--	---



<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) (3) の経営等農用地とは、所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>(5) (4) の基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>第 7 [略]</p> <p>第 8 その他</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、そ</p>	<p>場合には、受益面積 10 アール当たり 2 万 5 千円を加算するものとする。</p> <p>(5) 定額助成の事業種類の欄 (5) 及び (6) に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、<u>受益面積 10 アール当たり（事業種類の欄 (6) にあっては施工延長 100 メートル当たり）1 万 5 千円を加算するものとする。</u></p> <p>(6) 定額助成の事業種類の欄 (5) に関して、<u>外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。</u></p> <p>(7) 定額助成の事業種類の欄 (5) に関しては、<u>農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) (8) の経営等農用地とは、所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 4 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。</p> <p>(10) (9) の基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>要綱第 16 の 3 について</u>  <u>農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0% を限度とする助成率を乗じた額とする。但し、別表 2 に掲げる地域等においては、同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。</u></p> <p>第 7 [略]</p> <p>第 8 その他</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、そ</p>
---	--

<p>の理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第 9 号）をあらかじめ地方農政局長等又は生産局長に提出するものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の 2 の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。</p> <p>6 <u>定額助成の事業種類の欄の（7）及び（10）に該当するもの及び要綱別表の区分の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（6）まで、（8）及び（9）に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（2）から（7）まで及び（10）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。</u></p> <p>7～9 [略] [削る]</p> <p>10 <u>本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野における A I ・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定（<a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html</a>）。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時まで提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管について G L に準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。</u></p> <p>11～13 [略]</p> <p>14 <u>国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。</u></p>	<p>の理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第 10 号）をあらかじめ地方農政局長等又は生産局長に提出するものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の 2 の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。</p> <p>6 <u>定額助成の事業種類の欄の（7）に該当するもの及び要綱別表の区分の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（4）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。</u></p> <p>7～9 [略]</p> <p>10 <u>要綱第 5 の 3 の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。</u> <u>（1）～（9） [略]</u> [新設]</p> <p>11～13 [略] (新設)</p>
--	---

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

[削る]

別表 1

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの）	30m × 100m(30a)のほ場 2 枚を 60m × 100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔除去のみ	畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
田の区画拡大 （水路の変更を伴うもの）	30m × 100m(30a)のほ場 2 枚を 60m × 100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの）	30m × 100m(30a)の畑 2 枚を 60m × 100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
		畦畔除去のみ	畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）
畑の区画拡大 （水路の変更を伴うもの）	30m × 100m(30a)の畑 2 枚を 60m × 100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

	暗渠排水	30m × 100m(30a) のほ場の長辺方 向に本暗渠管(管 径 50mm～60mm) を3本埋設	バックホウ工 法を用い、表土 扱いを行う場 合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削 （バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水 管布設、被覆材投入、水甲布設（バック ホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧 （トラクタ）
			バックホウ工 法を用い、表土 扱いを行わな い場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠 排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バ ックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地 復旧（トラクタ）
			トレンチャ工 法を用い、表土 扱いを行わな い場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠 排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バ ックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地 復旧（トラクタ）
			掘削同時埋設 工法を用い、表 土扱いを行わ ない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同 時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バ ックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復 旧（トラクタ）
	湧水処理	本暗渠管 （管径 50mm～ 60mm）	表土扱いを行 う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削 （バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水 管布設、被覆材投入、水甲布設（バック ホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧 （トラクタ）
			表土扱いを行 わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠 排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バ ックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地 復旧（トラクタ）
	末端畑地かん がい施設（普 通畑、樹園地）	＝	＝	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、 散水設備、埋戻（バックホウ）
	末端畑地かん がい施設（給 水栓設置）	＝	＝	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、 給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）
	客土	＝	＝	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラ ック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、 バックホウ）
	除礫	＝	＝	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダ ンプトラック）、整地（ブルドーザ）
更新整備（用 水路）	＝	＝	土工（バックホウ）、用水路工、附帯工 （柵据付工、取水ゲート据付工）	
更新整備（排 水路）	＝	＝	土工（バックホウ）、排水路工、仮設工 （水替え、マット敷設）	
更新整備（農 作業道）	＝	＝	土工（バックホウ）、路床材投入（バ ックホウ）、路床工（ブルドーザ、ローラ 等）、路盤工（ローラ等）、舗装工（ロ ーラ等）	

注）標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(1) 田の区画	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 10.5万円/10a	15.0万円/10a 12.5万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	10.5万円/10a 8.5万円/10a	12.5万円/10a 10.0万円/10a
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	5.5万円/10a 4.0万円/10a	6.5万円/10a 4.5万円/10a
		簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	3.0万円/100m 3.0万円/100m	3.5万円/100m 3.5万円/100m
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	3.0万円/100m 3.0万円/100m	3.5万円/100m 3.5万円/100m
		畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）		
(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	25.0万円/10a 19.5万円/10a	30.0万円/10a 23.0万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	23.0万円/10a 17.5万円/10a	27.5万円/10a 21.0万円/10a
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	17.5万円/10a 13.0万円/10a	21.0万円/10a 15.5万円/10a
		簡易整備工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置		
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 10.5万円/10a	15.0万円/10a 12.5万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	10.5万円/10a 8.5万円/10a	12.5万円/10a 10.0万円/10a
(3) 畑の区画	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 10.5万円/10a	15.0万円/10a 12.5万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	10.5万円/10a 8.5万円/10a	12.5万円/10a 10.0万円/10a
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	5.5万円/10a 4.0万円/10a	6.5万円/10a 4.5万円/10a
		簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	3.0万円/100m 3.0万円/100m	3.5万円/100m 3.5万円/100m
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	3.0万円/100m 3.0万円/100m	3.5万円/100m 3.5万円/100m
		畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）		
(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	25.0万円/10a 19.5万円/10a	30.0万円/10a 23.0万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	23.0万円/10a 17.5万円/10a	27.5万円/10a 21.0万円/10a
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	17.5万円/10a 13.0万円/10a	21.0万円/10a 15.5万円/10a
		簡易整備工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置		
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 10.5万円/10a	15.0万円/10a 12.5万円/10a
		ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	10.5万円/10a 8.5万円/10a	12.5万円/10a 10.0万円/10a

[新設]

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(5) 暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	15.0万円/10a 【11.5万円/10a】	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	14.5万円/10a 【10.5万円/10a】	17.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	10.0万円/10a 【8.5万円/10a】	12.0万円/10a 【10.0万円/10a】
	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】	9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合 本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 表土はき取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】	18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合 本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】	16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	圃園地の場合	24.5万円/10a 【17.5万円/10a】	29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	圃園地以外の畑地の場合	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】
(8) 客土	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】	13.5万円/10a 【7.5万円/10a】
(9) 除穢	除穢（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】	24.0万円/10m 【17.0万円/10m】
(10) 更新整備			
(ア) 用水路	土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（耕掘付工、取水ゲート据付工）	9.5万円/10m 【6.0万円/10m】	11.0万円/10m 【7.0万円/10m】
(イ) 排水路	土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	14.5万円/10m 【8.5万円/10m】	17.0万円/10m 【10.0万円/10m】
(ウ) 農作業道	土工（バックホウ）、路床材投入（バックホウ）、路床工（ブルドーザ、ローラ等）、路盤工（ローラ等）、舗装工（ローラ等）	9.5万円/10m 【6.0万円/10m】	11.0万円/10m 【7.0万円/10m】
(エ) 特設事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるもの限り、必要な単価を定める		

<p>注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、<u>施工を限定するものではない。</u></p> <p>※1 <u>施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。</u></p> <p>※2 <u>(1) から (9) までにあつては、助成額は、受益面積のうち 1 アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (10) にあつては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。</u></p> <p>※3 <u>耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。</u>  <u>ア (1) から (4) までにあつては、受益面積 10 アール当たり 2 万円（施工延長 100 メートル当たり 1 万円）を減算</u>  <u>イ (5) にあつては、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を減算</u>  <u>ウ (6) にあつては、施工延長 100 メートル当たり 1 万円を減算</u></p> <p>※4 <u>(5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 2 万 5 千円を加算するものとする。</u></p> <p>※5 <u>(5) 及び (6) に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) 1 万 5 千円を加算するものとする。</u></p> <p>※6 <u>(5) に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。</u></p> <p>※7 <u>(5) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。</u>  <u>助成額 = A × 10 / L × 助成単価</u></p>	
---	--

[削る]

別表 2

地域等	助成率
第 8 の 10 の (2) から (7) に掲げる要件のいずれかを満たす地域	3.0%
北海道（田）	3.0%
北海道（畑）	2.2%
沖縄県	1.0%
奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づく指定地域	2.8%
離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島	4.0%

別表 2（定額助成（ソフト事業））

事業種類	助成単価	
(11) 条件改善推進費	単年度当たり 300 万円迄	
(12) 高収益作物転換推進費	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 300 万円迄
	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 400 万円迄
	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 500 万円迄
(13) 新植・改植支援	別表 3 に示す単価	
(14) 幼木管理支援	果樹に係るもの	22.0 万円/10a
	茶に係るもの	14.1 万円/10a
(15) 経営継続発展支援		
(ア) 大苗の育成支援	20.0 万円/10a	
(イ) 代替農地での営農支援	28.0 万円/10a	
(ウ) 省力技術研修支援	3.0 万円/10a	
(16) 園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり 300 万円迄	

[新設]

※ 1 (11)、(12) 及び (16) の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。



- |   |  |
|---|--|
| <p>※2 <u>（12）を実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で（11）を実施することができる。</u></p> <p>※3 <u>（11）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。</u><br/>ア <u>権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動</u><br/>イ <u>ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定</u><br/>ウ <u>農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援</u></p> <p>※4 <u>（12）においては、以下に該当する事業を実施することができる。</u><br/>ア <u>農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援</u><br/>イ <u>現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援</u><br/>ウ <u>高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるに当たって必要となる支援</u></p> <p>※5 <u>（15）は、以下の取組を実施することができる。</u><br/>ア <u>（ア）においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組</u><br/>イ <u>（イ）においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組</u><br/>ウ <u>（ウ）においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組</u></p> <p>※6 <u>（16）においては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。</u></p> |  |
|---|--|

別表 3 新植・改植支援単価等		別表 3 新植・改植支援単価等	
補助対象となる取組		補助対象となる取組	
1 果樹	(新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）	1 果樹	(新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）
(1) 慣行樹形等への新植・改植	21 (23) 万円/10a	(1) 慣行樹形等への新植・改植	21 (23) 万円/10a
ア <u>うんしゅうみかん</u> 等のかんきつ類への新植・改植		ア <u>みかん</u> 等のかんきつ類への新植・改植	
イ その他の主要果樹への新植・改植	15 (17) 万円/10a	イ その他の主要果樹への新植・改植	15 (17) 万円/10a
注 主要果樹とは、かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。		注 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。	
ウ りんごのわい化栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a	ウ りんごのわい化栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
エ ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a	エ ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行樹形等への新植・改植	2分の1以内	オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行樹形等への新植・改植	2分の1以内
(2) 省力樹形への新植・改植		(2) 省力樹形への新植・改植	
ア 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	71 (73) 万円/10a	ア 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	71 (73) 万円/10a
イ 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	52 (53) 万円/10a	イ 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	52 (53) 万円/10a
ウ 根域制限栽培（ <u>うんしゅうみかん</u> 等のかんきつ類）への新植・改植	108 (111) 万円/10a	ウ 根域制限栽培（ <u>みかん</u> 等のかんきつ類）への新植・改植	108 (111) 万円/10a
エ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	99 (100) 万円/10a	エ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	99 (100) 万円/10a
オ ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	32 (33) 万円/10a	オ ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	32 (33) 万円/10a
カ <u>朝日ロンバス</u> 方式（りんご）への新植・改植	<u>32 (33) 万円/10a</u>	[新設]	[新設]
キ アからカまでのいずれの場合にも該当しない省力樹形への新植・改植	2分の1以内	カ アからオまでのいずれの場合にも該当しない省力樹形への新植・改植	2分の1以内
2 茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a	2 茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a

<p>別記様式第 1 号 農地中間管理事業との連携概要 [略]                  別記様式第 2-1 号 地域内農地集積計画（事業達成状況報告） [略]                  [削る]</p>	<p>別記様式第 1 号 農地中間管理事業との連携概要 [略]                  別記様式第 2-1 号 地域内農地集積計画（事業達成状況報告） [略]                  別記様式第 2-2 号 農地集積推進計画（事業達成状況報告）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">地区名</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業実施主体</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係都道府県・市町村名</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">6 法指定地域等</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇 指導事業（〇〇）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業実施期間</td> <td style="text-align: center;">重点実施区域名</td> <td style="text-align: center;">指定時期（予定）</td> <td></td> </tr> </table> <p>農地中間管理機構による担                  手への農地集積・集団化の                  更なる推進に向けた取組                  方針</p> <p>・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施し、事業実施区域全体                  担い手への集積・集団化を一層向上させる。                  等の農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化に向けた取組方針を記載。</p> <p>農地中間管理機構による地                  域内（受益地）の担い手へ                  の農地集積及び高収益作物                  への転換の推進に向けた取                  組み方針</p> <p>・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手                  への農地の集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加                  工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する                  等の農地中間管理機構等による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に                  向けた取組方針を記載。</p> <p>事業概要</p> <p>受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a                  総事業費：〇〇百万円                  受益者数：〇〇者</p> <p>農地集積推進に係る目標</p> <p>農地集積推進計画の目標年度：R〇〇年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">事業実施前</th> <th style="text-align: center;">事業完了後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手の集積面積（率）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>担い手の集団化面積（率）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業の活用イメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;">                 農地耕作条件改善事業の事業実施区域にお                  ける事業実施前の農地集積・集団化状況等を記                  載             </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;">                 農地耕作条件改善事業の事業実施区域にお                  ける目標年度の農地集積・集約化状況等を記載             </div> </div> <p>※定額助成の事業種類の（12）又は定率助成の事業種類の（14）を実施する場合にあっては以下を記載すること</p>	地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		〇〇〇〇 指導事業（〇〇）			事業実施期間	重点実施区域名	指定時期（予定）			事業実施前	事業完了後	担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	担い手の集団化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等																			
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）																					
事業実施期間	重点実施区域名	指定時期（予定）																				
	事業実施前	事業完了後																				
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																				
担い手の集団化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																				

<p>農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載</p>		<p>農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載</p>																				
<p>高収益作物転換促進計画の目標年度：<u>〇〇年度</u></p>																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;"></th> <th style="width:35%;">事業実施前</th> <th style="width:35%;">事業完了後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高収益作物への転換面積（率）</td> <td style="text-align: center;">品目：〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">品目：〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>担い手の集積面積（率）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">導入作物を地域ブランド化し、メディア戦略を展開 等</td> </tr> </tbody> </table>				事業実施前	事業完了後	高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）	担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	その他	導入作物を地域ブランド化し、メディア戦略を展開 等									
	事業実施前	事業完了後																				
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）																				
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																				
その他	導入作物を地域ブランド化し、メディア戦略を展開 等																					
<p>事業の実施イメージ</p>																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:15%;">1年目</th> <th style="width:15%;">2年目</th> <th style="width:15%;">3年目</th> <th style="width:15%;">4年目</th> <th style="width:15%;">5年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ハード</td> <td></td> <td style="text-align: center;">・畑の区画拡大</td> <td style="text-align: center;">・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備</td> <td style="text-align: center;">・未端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ソフト</td> <td style="text-align: center;">・条件改善促進支援</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援</td> <td style="text-align: center;">・条件改善推進費</td> </tr> </tbody> </table>				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・未端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援		ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費		
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																	
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・未端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援																		
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費																	
<p>受益者を構成する団地の状況</p>																						
<p>事業実施前</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">団体名</th> <th style="width:15%;">面積</th> <th style="width:15%;">担い手の集積面積（率）</th> <th style="width:15%;">農地中間管理権の設定面積（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>b団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>c団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> </tbody> </table>			団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）	a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）																			
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
<p>事業完了後</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">団体名</th> <th style="width:15%;">面積</th> <th style="width:15%;">担い手の集積面積（率）</th> <th style="width:15%;">農地中間管理権の設定面積（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>b団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>c団地</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">〇〇a</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> <td style="text-align: center;">〇〇a（〇〇%）</td> </tr> </tbody> </table>			団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）	a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
団体名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）																			
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）																			
<p>※担い手の集積面積及び農地中間管理権の設定面積については、各団地の面積に占める割合（%）を括弧内に記載する。</p>																						

		関連事業の概要			
		事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円			
		定率助成の費用負担の方法 農地集積推進助成の費用負担の方法 予定管理者・管理方法 その他必要な事項			
別記様式第2-2号 高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告） [略]		注1： 農地集積推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。 注2： 定額助成の事業種類の（12）又は定率助成の事業種類の（14）を実施する場合にあたっては、「農地中間管理機構による地域内（受益内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針」も併せて記入すること。 注3： 高収益作物とは、主食用米（備蓄用米を含む）並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第2の6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ・野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜 ・果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹 ・都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物 ・地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物 ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法）（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向け 注4： 取組において主要となる農産物 注5： 指導事業を行う場合には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。 注6： 同地とは、受益地を構成するまとまりを有する農地をいう。 農地中間管理権の設定については、農地中間管理権を10年以上設定している面積（率）を記載すること。なお、実施結果の報告の対象とする。			
		別記様式第2-3号 高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告） [略]			

別記様式第 2 - 3 号 未来型産地形成推進条件整備計画（新産地育成型・既存産地改良型）

[前略]

事業の実施イメージ（目標年度を 5 年目とする場合）

区 分		1 年目 (事業開始年度)	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目 (目標年度)
本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
小規模 圃地整備	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
新植・改植	支援対象面積					
	国庫補助金額					
経 営 期 間 短 縮 成 果 開 発 展・	大苗の 育成	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	代替農地 での営農	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	省力技術 研修	支援対象面積				
		国庫補助金額				
機械作業 体系導入	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					

注 1 ～ 7 [略]

別記様式第 2 - 4 号 未来型産地形成推進条件整備計画（新産地育成型・既存産地改良型）

[前略]

事業の実施イメージ

区 分		1 年目 (事業開始年度)	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目 (目標年度)
本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
小規模 圃地整備	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
新植・改植	支援対象面積					
	国庫補助金額					
経 営 期 間 短 縮 成 果 開 発 展・	大苗の 育成	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	代替農地 での営農	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	省力技術 研修	支援対象面積				
		国庫補助金額				
機械作業 体系導入	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					

注 1 ～ 7 [略]

<p>別記様式第 2-4 号 未来型産地形成推進条件整備計画（園芸作物導入型）</p> <p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 取組詳細</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 機械・施設のリース方式による導入等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">取組内容</th> <th style="width: 25%;">導入時期</th> <th style="width: 40%;">具体的な内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>[削る]</p> <p>注 1：実証ほ場を設置する場合は、3（実証ほ場の設置）も記入すること。          注 2：機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6 を記入すること。          注 3：適宜、行を追加して記入すること。</p> <p>[以下略]</p> <p>別記様式第 2-5 号 スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）[略]</p>	取組内容	導入時期	具体的な内容	備考									<p>別記様式第 2-5 号 未来型産地形成推進条件整備計画（園芸作物導入型）</p> <p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 取組詳細</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 機械・施設のリース方式による導入等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">取組内容</th> <th style="width: 25%;">導入時期</th> <th style="width: 40%;">具体的な内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1：「取組内容」の欄については、本要綱別紙 1 の II の第 1 の 1 の (4) の取組内容ごとの記入すること。          注 2：実証ほ場を設置する場合は、3（実証ほ場の設置）も記入すること。          注 3：機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6 を記入すること。          注 4：適宜、行を追加して記入すること。</p> <p>[以下略]</p> <p>別記様式第 2-6 号 スマート農業導入推進計画（達成状況報告） [略]</p>	取組内容	導入時期	具体的な内容	備考								
取組内容	導入時期	具体的な内容	備考																						
取組内容	導入時期	具体的な内容	備考																						

別記様式第2-6号		[新設]				
共同利用機器導入計画（事業達成状況報告）						
地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	関連事業地区名			
促進計画の区分		地域内農地集積促進型、高収益作物転換促進型又はスマート農業導入推進型				
基盤の整備状況						
<p>（例）事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、暗渠排水を設置するとともに、基盤整備後のほ場において高収益作物を含めた輪作体系を適切に維持するため、補助暗渠や均平、除礫を行うための共同利用機器の導入を行う。</p>						
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：R〇～R〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m					
事業の活用イメージ						
共同利用機器導入計画平面図						
<p>（例）事業実施区域内の〇〇haを対象にサブソイラー、レーザーレベラーを導入し、農業者〇〇名による共同利用で生産性の向上を図る。</p>						
導入する共同利用機器						
No.	種 別	機 器 名 称	効 果	台数	事業費	管理体制
1	湿害対策	サブソイラー	田畑輪作体系の中で本機器により本暗渠への水みちを適切に確保し、湿害防止と生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理
2	均 平	レーザーレベラー	整備される大区画圃場での水稲作におけるの用水供給のムラや畑作における雨水の地表面滞留を防止し、生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理
3						
合 計				〇台	〇〇千円	
備 考						
機器導入の対象面積		〇〇ha		機器導入の対象農家戸数		〇〇人
うち担い手が所有する面積		〇〇ha	〇〇%	うち担い手		〇〇人 〇〇%
備考						



○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めた計画とすること）											
No.	作物	事業実施前				事業実施後				生産額の増減	備考
		面積	単収	単価	生産額	面積	単収	単価	生産額		
1	水稲	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇千円</u>	
2	小麦	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	=	=	=	=	<u>▲〇〇千円</u>	機器導入後は 作付とりやめ
3	たまねぎ	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇千円</u>	
4	小豆	=	=	=	=	<u>〇〇</u> ha	<u>〇〇t</u> /ha	<u>〇〇</u> 千円/t	<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇千円</u>	
合計		<u>〇〇ha</u>			<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇ha</u>			<u>〇〇千円</u>	<u>〇〇千円</u>	<u>〇年間</u> で <u>〇〇千円</u>
その他											

注：1） 導入する共同利用機器については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

2） 「見込まれる作物生産の効果」における単収は、地区内又は地区近傍の実績から、事業実施前においては湿害や不陸など基盤整備後の良好な状態が維持されない場合に想定される値を、事業実施後においては排水改良や均平など基盤整備による良好な状態が維持される場合に想定される値を記載すること。

3） 「見込まれる作物生産の効果」における単価は、地区内又は地区近傍の実績から、適切な値を使用すること。

別記様式第 3 号 農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告）

[前略]

定 率 助 成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m																		
	暗渠排水	A=〇〇a																		
	土層改良	客土 A=〇〇a 共同利用機器導入																		
	区画整理	A=〇〇a																		
	農作業道等	舗装 L=〇〇m																		
	農地造成	A=〇〇a																		

[中略]

	高収益作物導入支援	実施内容〇〇																		
	指導	実施内容〇〇																		
	小計																			

(削る)	(削る)	(削る)								(削る)
合計										
その他の必要な事項										

[中略]

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 [略]

別記様式第 3 号 農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告）

[前略]

定 率 助 成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m																		
	暗渠排水	A=〇〇a																		
	土層改良	客土 A=〇〇a																		
	区画整理	A=〇〇a																		
	農作業道等	舗装 L=〇〇m																		
	農地造成	A=〇〇a																		

[中略]

	高収益作物導入支援	実施内容〇〇																		
	指導	実施内容〇〇																		
	小計																			

農地集積推進助成	農地集積推進支援	担い手の農地の集積・ 集団化の更なる推進																		
																				目標年度（〇〇年）の翌年度に交付予定
合計																				
その他の必要な事項																				

[中略]

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 [略]

<p>【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】</p> <p>[中略]</p> <p>注：1) [略]</p> <p>注：2) <u>別表 1 の※ 3、※ 4、※ 5</u> 又は <u>※ 6</u> を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。</p> <p>[以下略]</p>	<p>【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】</p> <p>[中略]</p> <p>注：1) [略]</p> <p>注：2) <u>第 6 の 1 の (3)、(4)、(5)</u> 又は <u>(6)</u> を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。</p> <p>[以下略]</p>
---	---

<p>[削る]</p>	<p style="text-align: center;"><u>別記様式第 4 号 農地所有適格法人等 経営状況評価報告書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>農地所有適格法人等 経営状況評価報告書</u></p> <p style="text-align: center;">農林水産省〇〇農政局長 殿  <span style="font-size: 2em;">{</span>                 北海道にあっては農林水産省農村振興局長                  沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長             </p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 印</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）第4の4の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地区概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都道府県名</th> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 15%;">受益面積</th> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 農地所有適格法人等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">農地所有適格法人等名（法人形態）</th> <th style="width: 15%;">農地所有適格法人等になった日</th> <th style="width: 15%;">特定農業法人になった日</th> <th style="width: 15%;">認定農業者になった日</th> <th style="width: 15%;">経営所得安定対策加入経営体になった日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 25%;">経営面積</th> <th colspan="2" style="width: 25%;">営農状況</th> <th style="width: 15%;">構成員数</th> <th style="width: 15%;">常時従事者数</th> </tr> <tr> <th style="width: 12.5%;">うち地区内</th> <th style="width: 12.5%;">作目</th> <th style="width: 12.5%;">作付面積</th> <th style="width: 12.5%;">生産量</th> <th style="width: 15%;">構成戸数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">kg</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考				ha	百万円		農地所有適格法人等名（法人形態）	農地所有適格法人等になった日	特定農業法人になった日	認定農業者になった日	経営所得安定対策加入経営体になった日	（ ）					経営面積		営農状況		構成員数	常時従事者数	うち地区内	作目	作付面積	生産量	構成戸数		田：						ha	ha	ha	kg			畑：						ha	ha	ha	kg			その他：						ha	ha	ha	kg		
都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考																																																																		
			ha	百万円																																																																			
農地所有適格法人等名（法人形態）	農地所有適格法人等になった日	特定農業法人になった日	認定農業者になった日	経営所得安定対策加入経営体になった日																																																																			
（ ）																																																																							
経営面積		営農状況		構成員数	常時従事者数																																																																		
うち地区内	作目	作付面積	生産量	構成戸数																																																																			
田：																																																																							
ha	ha	ha	kg																																																																				
畑：																																																																							
ha	ha	ha	kg																																																																				
その他：																																																																							
ha	ha	ha	kg																																																																				

	<p><u>3 農地所有適格法人等の経営方針について</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">経営方針</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経営方針に対する評価</td> </tr> </table> <p><u>4 農地所有適格法人等の経営状況について</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業種類</th> <th style="text-align: center;">売上高</th> <th style="text-align: center;">その他</th> <th style="text-align: center;">常時従事者 1人当たり所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農業</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農畜産物名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連事業等名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他事業名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">経営状況に対する評価</td> </tr> </table> <p>注：事業の種類区分については、農地法第 6 条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。</p> <p><u>5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取組内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組に対する評価</td> </tr> </table> <p><u>6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">今後の 取組方針</td> <td style="text-align: center;">経営 地域振興</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取組方針に対する評価</td> </tr> </table> <p><u>7 特記事項（都道府県知事の総合的な評価、別途評価すべき内容等）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	経営方針	経営方針に対する評価	事業種類	売上高	その他	常時従事者 1人当たり所得	農業	円	円	円	農畜産物名				関連事業等名				その他事業名				経営状況に対する評価	取組内容	取組に対する評価	今後の 取組方針	経営 地域振興	取組方針に対する評価		
経営方針																															
経営方針に対する評価																															
事業種類	売上高	その他	常時従事者 1人当たり所得																												
農業	円	円	円																												
農畜産物名																															
関連事業等名																															
その他事業名																															
経営状況に対する評価																															
取組内容																															
取組に対する評価																															
今後の 取組方針	経営 地域振興																														
取組方針に対する評価																															

別記様式第4号	別記様式第5号
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○</p>
<b>事業採択申請書</b>	<b>事業採択申請書</b>
<p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、<u>共同利用機器導入計画</u>及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。</p>	<p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、<u>農地集積推進計画</u>、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。</p>
[以下略]	[以下略]

別記様式第5号	別記様式第6号
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>
<p>〇〇〇 殿</p>	<p>〇〇〇 殿</p>
<p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p>	<p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p>
<p style="text-align: center;"><b>事業採択通知書</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>事業採択通知書</b></p>
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、<u>共同利用機器導入計画及び農地耕作条件改善計画</u>）について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第16のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p>	<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、<u>農地集積推進計画</u>、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第16のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p>
<p>※（ ）内は、別添様式第4号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p>	<p>※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p>
<p>[以下略]</p>	<p>[以下略]</p>

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

別記様式第6号	別記様式第7号
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>
<p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○</p>	<p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○</p>
<p style="text-align: center;"><b>事業変更申請書</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>事業変更申請書</b></p>
<p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の4（又は第14の6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、<u>共同利用機器導入計画</u>及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。</p>	<p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の4（又は第14の6、7）に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、<u>農地集積推進計画</u>、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。</p>
<p>※（ ）内は、別添様式第4号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p>	<p>※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p>
<p>[以下略]</p>	<p>[以下略]</p>
<p>別記様式第7号 事業変更通知書 [略]</p>	<p>別記様式第8号 事業変更通知書 [略]</p>
<p>別記様式第8号 事業達成状況報告書 [略]</p>	<p>別記様式第9号 事業達成状況報告書 [略]</p>
<p>別記様式第9号 交付決定前着手届 [略]</p>	<p>別記様式第10号 交付決定前着手届 [略]</p>
<p>別記様式第10号 高収益作物転換型における達成状況の改善計画について [略]</p>	<p>別記様式第11号 高収益作物転換型における達成状況の改善計画について [略]</p>

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。